



卒業後の障害福祉サービス事業所の 利用について(流れ)

<対象となるサービス事業所>

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
を提供する すべての事業所

<手続きの流れ>

①3年の10月の個別面談で希望する事業所について相談・決定したら、各市町村の
障害福祉担当窓口で「利用申込書」を提出します。

※受付期間は、例年11月10日まで（今年は休日なので異なります）となっ
ています。期間を過ぎても受付はできます。

※希望は、事前に実習や見学をした事業所を3か所まで書けます。

②利用申込みを受け付けた市町村が事業所へ連絡し、事業所が受け入れについて判断
（利用可能か待機かなど）を行います。

③事業所から受け入れ連絡を受けた市町村が、事業所の受け入れ状況をご家庭に連絡
（通知）します。

④市町村から通知が届いたら、本人・保護者は事業所を利用する意思を市町村と事業
所に連絡します。

⇒利用する事業所が決定したら、各市町村や相談支援事業所のサポートを受けながら
事業所と契約を結び、利用開始となります。

<備考>

・申し込んだ事業所を利用しない場合には、市町村に連絡をしてください。

・『障害福祉サービス事業所の利用状況』について、「群馬県HP」
の「心身障害者福祉センター」内で公開をしています。現在の状況
ではありませんが、参考になさってください。

